

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第 8 1 3 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 令和元年 6 月 3 日（月曜日）午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者（1 8 名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
1 0 番 寺田 巧	1 1 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

5. 付議案件

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審査について

議案第 2 号 宿毛市農用地利用集積について

○議 長 (会長あいさつ)

これより第813回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、2番山口一晴委員、3番濱田頼之委員にお願いします。

○議 長 これより議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 それでは説明いたします。今回の申請は1件です。番号3番。場所は2ページに位置図をつけております。大字宇須々木。宇須々木公民館の西側、譲受人の自宅周辺の農地1筆になります。

譲渡人は、相続により農地を取得しておりましたが、この度農地を処分することとなりました。地元の方へ売買で譲り、地目は畑で取得後は季節野菜を作る予定です。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議 長 続きまして、受付番号3番について宇須々木地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 **【議案書をもとに3番朗読】**
山口委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」 1 件の報告があり、
審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異
議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第 1 号」の 1 件は、許可することに
決しました。

○議 長 続きまして、議案第 2 号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題
といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は 3 ページになります。今回は新規が 1 件です。
場所は大宇和田。松田川沿いに広がる農地のうちの 2 筆になります。
地目は 2 筆とも田で、ハウスでライムを作るとの計画が出されています。
なお、利用権の設定を受ける者の住所が県外となっておりますが、申請
者は夫と 2 人暮らしですが、夫は単身で宿毛市へ移住し、今年度より新規
就農者として宿毛市農業公社で研修中であります。研修期間中は、自分の
名義で農地を持ってないため妻の名前で申請を行うものです。現在、県外在
住の申請者も将来は宿毛で夫と二人で農業を営む予定です。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしている（別
紙調査書）と考えております。
今回の利用権設定は以上になります。

○議 長 続きまして、受付番号 24 番について、和田地区担当の田村委員お願い
いたします。

○田村委員 【議案書をもとに 24 番朗読】
田村委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問
はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」1件は、市に通知することに決しました。

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。

非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。

番号1番。申請場所、所在地平田町戸内。登記地目田。地図の方は5ページになります。場所は、国道56号線を四万十市方面に進み東部支所の国道を挟んだ斜め前の土地で約30年前から建物を建て宅地として使用し現在に至る。

次に、番号2番、3番、4番。申請場所、所在地山奈町芳奈。登記地目田1筆、畑2筆。地図の方は6ページになります。場所は、県道橋上平田線を芳奈方面に進み左折し向山橋を渡り直進し、道路から左側の奥に入った土地で約20年前から耕作放棄し山林となり現在に至る。

次に、番号5番。申請場所、山奈町芳奈。登記地目畑。地図の方は7ページになります。場所は、県道橋上平田線を芳奈方面に進み左折し向山橋を渡り直進した左側の道路端の土地で約20年前から耕作放棄し原野となり現在に至る。

なお、2番から5番までの申請に関しては、太陽光発電設置の可能性もあるとのことで隣地農地同意書、隣接する一般住宅の所有者からの同意書

について添付してもらっています。

以上 5 件につき、農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議 長 続きまして、受付番号 1 番について、戸内地区担当の私のほうから説明いたします。

○会 長 【議案書をもとに 1 番について朗読】
会長より発言。

○議 長 続きまして、受付番号 2 番から 5 番について、芳奈地区担当の澤田委員
お願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに 2 番から 5 番について朗読】
澤田委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明 5 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、
適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明 5 件は、証明することに決
しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局員 (農地パトロールの日程案について)

農地パトロールの日程案についてお知らせします。

日程案としましては、昨年と同時期になりますが 8 月の総会開催時にあわせて行うこととし今年 8 月 2 日 (金) に計画しております。委員の皆様にはご多忙のところ、また、暑い中にはなりますが日程調整のほどよろしくお願いいたします。次回 7 月の総会にて農地パトロールの実施要領や班分けについてお知らせする予定です。

(次回総会の日程について)

次回総会の日程についてお知らせします。7 月 4 日 (木) 午後 1 時 30 分から行います。提出議案の締め切りは 13 日 (木)、議案送付は 27 日 (木) の予定です。よろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 それでは、以上で今期定例総会の議事はすべて終了いたしました。これで第813回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分閉会

令和元年6月3日

会 長

農業委員

農業委員